

長久手市国民健康保険税の計算方法(令和7年度)

令和7年度保険税率等

税率等	医療分	後期支援分	介護分
所得割率(%)	7.37	2.72	2.21
均等割額(円)	29,300	11,400	11,900
平等割額(円)	19,000	7,400	5,900
賦課限度額(円)	660,000	260,000	170,000

未就学児(小学校入学前の子ども)は、均等割額の2分の1が軽減されます。

※介護分は、40歳を迎えた月から65歳を迎える前月まで加算されます。

A 国保加入者の所得によって変わる部分

所得割額

世帯の国保加入者の令和6年中の総所得金額等※1に応じて決まります。
【算出方法】(令和6年中の総所得金額等－基礎控除額※2)×所得割率

※1 総所得金額等には、総合課税分の所得の他に、総合課税以外の所得(特別控除後の分離譲渡所得(短期・長期)など)が含まれます。

※2 基礎控除額は、合計所得金額が2,400万円超2,450万円以下の場合は29万円、2,450万円超2,500万円以下の場合は15万円、2,500万円を超える場合は0円、それ以外の場合は43万円です。

B 国保加入者や世帯に一定の金額がかかる部分

均等割額

国保加入者1人につき
一定の金額がかかります。
【算出方法】均等割額×国保加入者数

+

平等割額

1世帯につき
一定の金額がかかります。
【算出方法】1世帯平等割額

C 世帯主と国保加入者の令和6年中の軽減基準所得金額の合計が基準金額以下の場合に軽減される部分 ・国保加入者に未就学児がいる場合に軽減される部分

均等割軽減額

所得に応じて均等割の7割(又は5割、又は2割)が軽減されます。
未就学児は、さらに(軽減後の)均等割の5割が軽減されます。

+

平等割軽減額

所得に応じて平等割の7割(又は5割、又は2割)が軽減されます。

7割軽減: 43万円 + 10万円×(給与所得者等の数－1)※以下の世帯

5割軽減: 43万円 + (30万5千円×国保加入者数) + 10万円×(給与所得者等の数－1)※以下の世帯

2割軽減: 43万円 + (56万円×国保加入者数) + 10万円×(給与所得者等の数－1)※以下の世帯

※給与所得者等の数－1が0以下になる場合は0とします。

(備考)長久手市独自で行っていた220万円以下の世帯の減免は令和7年度以降の保険税には適用されません。

A

+

B

－

C

=

年間保険税額